

中山間地域等畑地化促進整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域等畑地化促進整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び大都市圏の人口集中を是正し、地方で介護・子育てしながら安心して暮らすことができる生活環境を確保して、交流人口・関係人口の増加を目標に、中山間地域において、生産調整水田や耕作放棄地の解消によって田畑転換、畑地化を促進するとともに、高齢者の生きがい対策と農産物の生産振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費に、同表第4欄に掲げる補助率を乗じて算定（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない部分については、この限りでない。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規

定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (3) 事業内容の重要な変更

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び施設
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助事業者は、規則第16条の規定による市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率
<p>人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金交付事業</p>	<p>中山間地域において新品目の地域育成作物を栽培する生産者で65歳以上の高齢者2名以上で構成される団体</p>	<p>補助対象事業を実施するのに要する経費のうち、次に掲げる経費を合計した額</p> <p>(1) 試作開発費</p> <p>ア 試作品等の設計（パッケージ、ラベル等のデザインを含む。）、製造、改良、加工、試験、分析等に要する経費</p> <p>イ 技術的指導等の外部専門家等に支払う報酬及び謝金、招へいや視察に係る旅費等の経費</p> <p>ウ 試作制作に係る容器及び事務等消耗品費</p> <p>(2) 備品費</p> <p>機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費（他の用途に容易に転用できるものの購入、借用等を除く。）</p> <p>(3) 委託費（契約書等を取り交わすことを条件とする。）</p> <p>ア 技術開発、調査研究、試験、分析、プログラム作成等を外部に委託する場合に支払われる経費</p> <p>イ 市場調査、市場開拓等を外部に委託する場合に支払われる経費</p> <p>(4) 市場調査費</p> <p>市場開拓等に必要な調査、集計等に要する経費</p> <p>(5) 広報宣伝、販促資材費</p> <p>ア パンフレット等の印刷製本費、WEBサイトの改修等に要する経費</p> <p>イ 販促資材・試供品作成に要する経費</p> <p>ウ イベント周知及び試供品等発送に係る通信運搬に要する経費</p> <p>(6) その他経費</p> <p>その他補助対象事業を実施する上で市長が必要と認める経費</p>	<p>10/10</p>

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度中山間地域等畑地化促進整備事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業内容 (単位：円)

事業内容	事業費	補助対象経費	備考
合 計			

3 事業費の内訳 (単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		市補助金	事業主体	
合 計				

4 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
事業主体					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費					
合 計					

5 事業完了（予定）年月日

6 添付書類

(交付申請時)

- (1) 事業費の詳細がわかる資料
- (2) 具体的な取り組み内容がわかる資料 (計画書等)

(実績報告時)

- (1) 事業費が確認できる資料
- (2) 事業の成果
- (3) 写真

年 月 日

鳥取市長 様

住所又は所在地
名称又は氏名
代表者氏名
電話番号

年度中山間地域等畑地化促進整備事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった中山間地域等畑地化促進整備事業補助金について、中山間地域等畑地化促進整備事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	規則第12条の2の補助金の額の確定額 (年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類(様式第2号別紙)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し)

様式第2号別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業者
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ			共通対応分	非課税仕入れ	合計
		課税売上	非課税売上	課税売上			
		対応分	対応分	対応分			
経費の内訳	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法